



# 長浜市【滋賀県】 歴史文化基本構想

■ 策定年度：令和2年3月 ■ 人口：117,403人 ■ 市域面積：681km<sup>2</sup>  
■ 担当課：長浜市 市民協働部 歴史遺産課（令和2年3月現在）



長浜市は滋賀県北部に位置し、琵琶湖とほぼ同じ広大な面積を持つ。これまで、小谷城や姉川古戦場、賤ヶ岳城塞群など戦国史跡にのみ注目が集まり、古代から近代の全時代にわたる多彩な文化財（策定時で指定文化財453件）を活用できていなかった。本構想策定により、文化財を「地域の光」と位置づけ、市内に現存するキラ星のごとき文化財を、地域づくりに生かし複数のストーリーにより観光への活用を図る。

5 歴史文化を表す  
つのキーワード

中世の惣村、観音の祈りと仏教文化、戦国の城と古  
戦場、多彩なる民俗行事、街道と古民家

## 課題

- ・文化財を保存・活用するための人材や施設、資金の不足
- ・保存活用団体の未整備
- ・未指定文化財の把握不足

## 保存活用方針

- ・文化財を地域で守る体制の確立
- ・文化財の把握を点から面へ
- ・文化財保存の資金メニューの整備
- ・人材育成と技術者の養成

## 保存活用のための取り組み

### 保存活用団体の維持・創設

個別の文化財の保存活用は、保存活用団体を維持し、保存活用団体がいない場合は創設して体制を整備していき、地域の文化財は地域で守る体制を確立する。



### わが地域の文化財保存活用計画の作成

長浜市内の地域づくり協議会ごとに、文化財保存活用のアクションプランを作成、文化財の活用方法をまとめる。地域づくり協議会から申請を受け、長浜市が認定する制度を確立する。



### 個別文化財の総合調査・保存活用計画の策定を行なう

個別の文化財について、総合調査が必要なものは計画的に行ない、その結果を受けて保存活用計画を作成する。特に、建造物や史跡・名勝など形状が変化しやすい文化財については、整備基本計画を作成する。



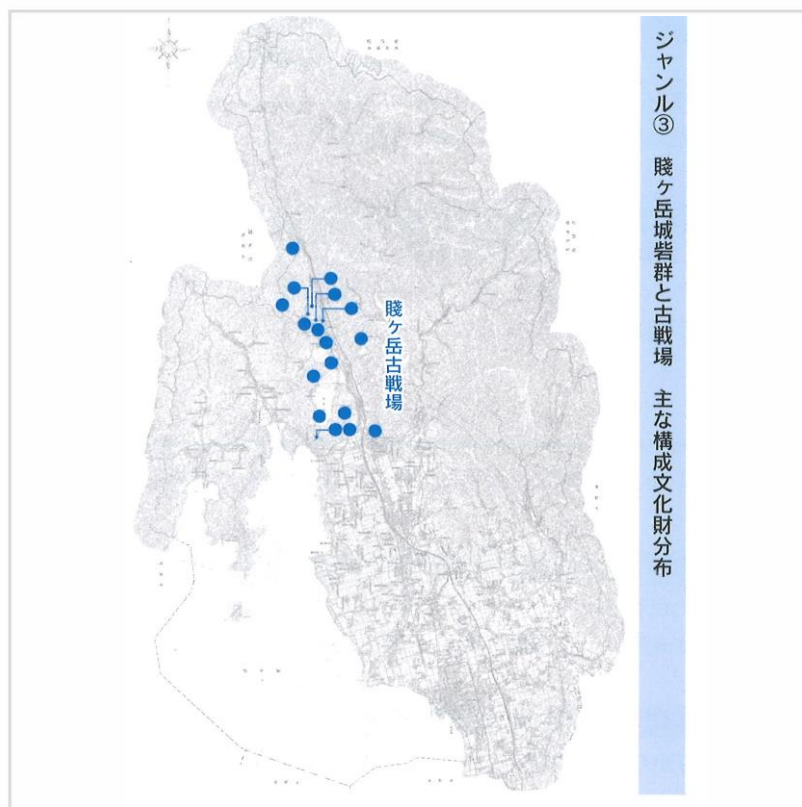
### 歴史資料の散逸を防ぐため新たな市史編纂を行なう

長浜市や民間の歴史資料を収集する「(仮称)長浜市歴史資料センター」を創設する。その上で、歴史資料の散逸を防ぐため、合併後の新市全域をカバーする資料編中心の市史を編纂する。





## 《重点》 歴史文化保存活用区域



長浜市では、文化財を「点」ではなく「面」としてとらえるため、エリアをストーリーをもって説明する《重点》歴史文化保存活用区域を6ヶ所設定した。これらの区域に与えられたストーリーを基本に、文化財を、活用を前提とした歴史文化資産としてとらえ、「面」的な整備を、市民協働の手法をとりながら行なっていく。

### ストーリー

- ① 長浜城と城下町  
秀吉の城下町から近世在郷町へ
- ② 奥びわ湖の観音文化と村々の祈り  
生活の中に溶け込んだ祈りの文化
- ③ 賤ヶ岳城砦群と古戦場  
両軍の陣城跡が良好に残る
- ④ 竹生島・菅浦と水辺空間  
日本遺産「琵琶湖とその水辺景観」の魅力
- ⑤ 菅並集落と丹生谷の山村生活  
「余呉型民家」の保存活用
- ⑥ 大吉寺と草野川・姉川流域の仏教文化  
山上にある天台宗の大伽藍跡



## 策定後の成果（見込まれる効果）

### ① 保存活用団体の自立

地域ぐるみで、文化財を保存活用するという取り組みから、既存の保存活用団体の活発な活動を生む。また、新たな保存活用団体が創設され、地域づくり協議会等の地域団体内でも保存活用団体の創設が促される。



### ② 保存伝承の資金調達

地域や個人、法人や保存活用団体が、公的資金に限らず多様な財源を活用して、文化財の保存伝承を行なっていく。



### ③ 歴史資料の収集と保存伝承

「(仮称)長浜市歴史資料センター」が設立され、合併後の全市域をカバーする資料編中心の市史編纂が行なわれることで、歴史資料の保存伝承が図られる。

